

令和8年度 再生資源売払い（羽毛布団） 仕 様 書

1. 売払物 使用済羽毛布団

2. 見込量

品 目	見込量
① 使用済羽毛布団 （充填量 1.1kg 以上のもの）	40 枚／月
② 使用済羽毛布団 （充填量 1.1kg 未満のもの）	20 枚／月

※見込量は令和7年2月～令和8年1月分搬出量実績から算出。実際の引取量は増減する。

3. 再資源化 引取後の羽毛については、自社にて再利用または再資源化すること。

4. 選別及び禁忌品の取り扱い

(1) 引取標準の確認

製品表示タック等記載のダウン率 50%以上の羽毛布団、若干の穴及び汚れ

(2) 禁忌品

濡れているもの、綿布団、ポリエステル製布団、フェザー布団（羽根布団）、製品表示タック等記載のダウン率 50%未満のもの、彩色された羽毛、カバー類

(3) 売払い物の選別（ダウン率判別不可の羽毛布団の選別を含む）及び禁忌品については、引取前に引取業者にて確認すること。引取前に確認した結果、買取不可のものについては引取をせず保管場所に残置すること。

5. 売払い物の保管について

(1) 羽毛布団の保管場所は湖西市環境センターとする。

(2) 羽毛布団の保管方法は、カゴ台車の上に積み重ねて保管する。飛散防止のため、状況に応じて圧縮保管する。搬入者が布団カバー類が附属した状態で湖西市環境センターに搬入した場合、そのまま保管する。

6. 引取方法

(1) 引取場所は、湖西市環境センター（湖西市吉美 3294 番地の 47）とする。

(2) 引取の前後において、湖西市環境センターの計量器により計量を行い、引取量を量ること。

- (3) 引取に係る作業は、市の指定する場所で引取業者が行い、湖西市環境センターの運営に支障が出ないように協力すること。
- (4) 引取日は、湖西市環境センターの保管可能量内で、引取業者と事前に打合せの上、指定の保管量に到達した時点で依頼する。

7. 廃棄処分

湖西市から引取後に再利用または再資源化できないもの（側生地、布団カバー等含む）を確認した場合は、引取業者の責任において、適正・適法に処理すること。

8. 売払い金の支払い

- (1) 毎月締めとし、翌月 7 日までに、1 項の品目ごとの引取数量を廃棄物対策課に報告すること。
- (2) 確認後、廃棄物対策課から納入通知書を送付する。（消費税は別途請求するものとし、端数は総額に対して円未満切り捨て）
- (3) 支払は、納入通知書に記載された期日までに支払うこと。
- (4) 支払は、湖西市指定金融機関に限ります（コンビニ納付不可）。

9. 契 約 決定業者は、すみやかに契約を締結すること。

10. 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

11. その他 本仕様書に定めのない事項については、双方の協議の上、決定するものとする。